

## 別表六（二十一） 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項又は第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「新規雇用者総数2」の「特定業務施設②」の内書には、措置法第42条の12第4項第8号に規定する特定新規雇用者数を記載します。
- 3 「新規雇用者総数2」の「同上のうち移転型計画に係る特定業務施設③」の内書には、措置法第42条の12第1項第2号ロ(1)に規定する移転型特定新規雇用者数を記載します。

$$4 \quad \left[ \text{比較給与等支給額} \right. \\ \left. (23) + (23) \times (\text{別表六(二十一)「3」}) \times \frac{20\text{又は}30}{100} \right]^{24}$$

は、次により記載します。

- (1) 別表六(二十一)「1」が0である場合には、「(23) + (23) × (別表六(二十一)「3」)」とあるのは、「(23) + (23)」として記載します。
- (2) 平成30年改正法附則第91条第1項《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消します。